

【正上内跨線橋高架下 入札占用指針】についての質問に対する回答

事項	受付日	質問内容※	回答
入札占用計画	令和6年10月17日	現地を下見しましたところ、すでに砂利が堆積しているため、雑草を刈り払いし、橋脚の防護柵等を設置すれば十分利用可能であるため、特段の工事は必要ないと考えておりますが、こうした場合には、どのような工事関係の図面（位置図、平面図、構造図、工事施工図）を添付提出すればよろしいでしょうか？	入札占用計画【様式3】の（記載要領）③に記載のあるように、占用希望箇所についてどのように利用されるか、詳細が明らかとなる図面が必要となります。 ご質問の内容によると、位置図と利用計画が分かる平面図に加え、防護柵設置は工事となりますので、工事の実施方法が分かる図面の提出をお願いします。
	令和6年10月17日	入札占用計画の期間ですが、1年程度という短期間でも利用可能でしょうか。それとも占用計画期間は最低3年以上とか期間の縛りはあるのでしょうか？	入札占用計画【様式3】の（記載要領）①に記載のあるように、入札占用指針に記載する認定の有効期間の範囲内であれば、1年程度の期間でも利用可能です。最低3年以上などの期間の縛りはございません。
	令和6年10月28日	橋脚への防護柵の設置を予定しており、その防護柵工事開始時期ですが、「入札後の占用許可の直後に工事開始」が必要となりますでしょうか、それとも「実際に利用が必要になった時期に工事開始」すればよろしいでしょうか？	防護柵工事は、入札後の占用許可の直後に工事を必ず開始する必要はございません。入札占用計画【様式3】の”工事の期間”欄に、予定している時期をご記入ください。なお、占用料については、利用開始の有無に関わらず、入札占用計画【様式3】の”占用の期間”欄に基づき、占用期間に対して徴収することとなりますので、ご了承願います。
	令和6年11月1日	正上内跨線橋高架下の占用利用について、農業資材（主に肥料関係）の置き場としての利用を考えています。まだ、計画の詳細は未定なのですが、この正上内跨線橋高架下の占用利用の公募は、今後も実施される予定でしょうか？	今回の入札公告で応募がなかった区画は、時期は未定ですが再度公募を行う予定で考えております。 なお、肥料関係につきましては、道路法等において占用対象であっても「悪臭・騒音等を発する物件の保管・設置」は許可しないと定められておりますので、置き場として利用することは認められません。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置	令和6年10月18日	正上内跨線橋高架下の占用利用計画の策定にあたり、「橋脚の防護柵」をどのような柵材料・構造にすればよろしいでしょうか？	防護柵等については、車両が占用敷地から飛び出して橋脚等に損傷を及ぼすのを防ぐような材料、構造のものをお願いします。車止めや柵など形態は問いませんので、車両が橋脚等と接触防止が図られる工作物でご検討をお願いします。

※質問内容について、個人や企業情報が特定される部分は修文しております。